別表十一(七)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号中「(以下この号において「指定所有営業主体」という。)」及び「。以下この号において「平成28年改正法」という。」を削り、「平成28年改正法第10条の規定による改正前の租税特別措置法第56条」を「同法第10条の規定による改正前の租税特別措置法第56条」に改め、「又は連結法人で指定所有営業主体であるものが平成28年改正法附則第116条第２項（新幹線鉄道大規模改修準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成28年改正法第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の48（新幹線鉄道大規模改修準備金）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号及び第12号②中「又は当該連結事業年度の月数」を削る。

別表十一(八)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号中「(以下この号において「発電事業」という。)」及び「又は連結法人で発電事業を営むものが所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第４号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の54（原子力発電施設解体準備金）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号中「又は前連結事業年度」を削り、「令和２年旧措置法第68条の54第３項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の54第３項（原子力発電施設解体準備金）」に改め、同第11号中「当該事業年度又は連結事業年度が」を「当該事業年度が」に、「事業年度又は連結事業年度で」を「事業年度で」に、「「特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数」」を「「特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該事業年度終了の日までの期間の月数」」に改め、同第四号中「又は連結事業年度」を削る。

別表十一(九)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領中「(以下この記載要領において「廃炉等実施認定事業者」という。)」及び「又は連結法人で廃炉等実施認定事業者であるものが所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の54の２（特定原子力施設炉心等除去準備金）の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十一(十)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「11 円」を「11」に、「23 円」を「23」に、「26 円」を「26」に改め、同表の記載要領第１号中「(以下この号において「免許」という。)」を削り、「若しくは第57条の６」を「又は第57条の６」に改め、「又は連結法人で免許を受けて損害保険業を行うもの等が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の55（保険会社等の異常危険準備金）若しくは第68条の56（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号を次のように改める。

２　「積立率　(9)」の欄は、租税特別措置法施行令第33条の２第６項から第８項まで、第20項若しくは第21項（保険会社等の異常危険準備金）又は第33条の３第２項（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）に規定する割合を記載すること。

別表十一(十一)の記載要領第11号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の83第13項第２号に規定する割合を適用して計算した金額」を削る。

別表十一(十一)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「平成24年７月１日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時における空港用地の帳簿価額」を「平成24年７月１日を含む事業年度開始の時における空港用地の帳簿価額」に、「指定会社所得（別表四「45の「49の①」＋